解説付きツアー

第1回 善光寺街道を歩く旅

岡田宿－刈谷原峠－刈谷原宿－会田宿

日程
6月10日(土)

定員 **20名様**
最少催行人数 1名

●旅行代金

税込6,800円　昼食(軽食)込み
(上記旅行代金に往復バス代・案内人費用・昼食代が含まれています)

※大人・小人同額
※飲み物は各自持参

●予約開始日・申込締め切り

5月1日(月)予約開始 /6月7日(水)申込締切

※先着順、定員になり次第締め切り
※キャンセル料につきましては裏面をご確認ください

●ご参加される皆様へ

- 約11km歩くため、無理なく歩けることが参加条件となります。
- ウォーキングに適した服装でご参加ください。飲み物は各自ご持参ください。
- 雨具（カッパ等）・帽子・レジャーシートをご用意ください。
- 雨天決行。台風などの悪天候の場合は中止となる場合がございます。
- 行程は当日の状況により変更することがございます。

●お申し込み方法

お申し込みはQRコードからお願いします。

●お問い合わせ

一般社団法人松本観光コンベンション協会
TEL:0263-34-3295
FAX:0263-39-7320
【受付時間】
9:00～17:00
(月～金)
MAIL:yukyaku@matsumoto-tca.or.jp
https://www.matsumoto-tca.or.jp/
〈総合旅行取扱管理者〉
瀬原田　久英

●旅行企画・実施

長野県知事登録旅行業 第3-533号
(一社)松本観光コンベンション協会
〒390-0874　長野県松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所1階

〈募集型企画旅行〉松本市
〈実施可能区域〉大町市、上田市、塩尻市、岡谷市、安曇野市、山形村、朝日村、下諏訪町、筑北村、長和町、青木村、木祖村、木曽町、高山市

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行規約に関し、担当者からの説明にご不明点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

同行案内人

小瀬佳彦さん

（善光寺街道協議会会長）

今回のツアーでご案内いただく小瀬さんの経歴をご紹介します！
昭和39年 千曲市生まれ
現在麻績村で造園業を経営
善光寺街道協議会（平成20年設立　会員数140名）の会長、またNPO法人善光寺街道歩き旅推進局の理事長として、善光寺街道歩き旅の定着や街道沿線地域の活性化のためにご活躍されています。

岡田宿－刈谷原峠－刈谷原宿－会田宿

第一回ご旅程

徒歩約5時間 約11km

8:00	【集合】松本駅アルプス口	
8:20	地蔵尊着	
	本陣・問屋跡 番所跡 江戸街道分去れ道標 伊深一里塚	
9:30	セブンイレブン松本洞店着	トイレ休憩
9:50	セブンイレブン松本洞店発	
	刈谷原峠・馬飼峠分岐 念仏供養塔 商人石 馬頭観音群	
11:30	刈谷原峠着	休　憩
11:45	刈谷原峠発	
	石仏 本陣跡	
12:00	しのの女玉成館着	昼食・トイレ休憩
13:00	しのの女玉成館発	
	脇本陣兼下問屋（中澤家） 古井戸 洞光寺	
14:00	浄雲寺着	トイレ休憩
14:20	浄雲寺発	
15:00	四賀支所着	
15:10	四賀支所発	
15:40	【解散】松本駅アルプス口着	

第二回 9月3日(日) 開催予定！

●キャンセルについて

※この行程表は2023年5月1日現在の予定であり、天候・交通事情その他の理由により変更になる場合もございますので予めご了承下さい。

契約成立後、お客様のご都合により契約を解除される場合、旅行代金に対してお一人様につき次の料率で取消料又は同額の違約料をいただきます。

旅行開始日の前日から起算して　（旅行代金に対する料率）
- 8日前まで：無料
- 7～2日前：旅行代金の30%
- 出発日前日：旅行代金の40%
- 当日出発前：旅行代金の50%
- 旅行開始後の取消しまたは無連絡不参加：旅行代金の100%（返金無）

＜ご案内＞詳しい旅行条件を記載した書面（ご旅行条件書）をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。

この旅行は、一般社団法人松本観光コンベンション協会（以下「当社」といいます）が、企画・実施するもので、参加されるお客様と当社との契約は各コースごとに記載されている条件及び、別途お渡しする取引条件説明書（ご旅行条件書）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
1.最少催行人数／1名　※最少催行人員に満たない場合は、旅行を中止することがございます。2.旅行代金／昼食代込み。 大人・小人同額となります。3.添乗員／同行　4.食事のご案内／昼食におにぎり・サンドイッチなどの軽食をご用意しています。※飲み物は各自ご用意ください。5.お申込条件／お申込み時点で18歳未満の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。旅行開始時点で15歳未満の方及び中学生以下の方は、親権者の同意書と保護者の同行が条件となります。身体に障害のある方はその旨をお申出ください。
現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込をお断りさせていただくか、介助者の同行を条件とさせていただく場合があります。
6.募集型企画旅行の代金は、往復バス代・案内人費用・昼食代・消費税などを含めた包括料金となります。
7.基準日／このパンフレットに記載された旅行サービスの内容は2023年5月10日現在を基準としています。
8.取消料／左欄「●キャンセルについて」をご確認ください。
※お取消受付時間は、お申込み場所の営業時間内となります。

〈バス座席・ご利用の際のご案内〉

バス座席は当社にお任せいただきます。（座席の希望は受付けておりません）また、奇数人数でのお申込みのお客様は、相席となる場合がございますので、予めご了承下さい。

長野県知事登録旅行業 第 3-533
一般社団法人
松本観光コンベンション協会
〒390-0874　松本市大手 3-8-13
松本市役所大手事務所 1 階

国内募集型企画旅行条件書

お申込みの際は必ずこの条件書をお読みください。

当社のパンフレットは、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1．国内募集型企画旅行契約

1. この旅行は（一社）松本観光コンベンション協会（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と国内募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
2. 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し旅程を管理することを引き受けます。
3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約をご希望の方は、当社にご請求ください。

2．旅行のお申込みと旅行契約の成立時期

1. 当社および受託販売店（以下「当社ら」といいます）は所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が 10 万円以上	旅行代金の 20%以上 旅行代金まで
旅行代金が 6 万円以上 10 万円未満	20,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円以上 6 万円未満	12,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円未満	6,000 円以上旅行代金まで

ただし特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。
当社は団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みをいただいた場合、契約の締結に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出していただきます。

2. 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受付けることがあります。
この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社は申し込みはなかったものとして取扱うことがあります。
3. 当社は、当社が無署名取扱特約を含む加盟店契約を締結したクレジットカード会社の会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、当社ウェブサイトからのインターネットによる旅行契約（以下「通信契約」といいます）の締結についてのお申し込みを受けております。通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に達したときに成立します。
通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払い戻す額を通知した日となります。また、提示されたカードが無効である場合は、お申し込みをお断りいたします。
4. 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合にあって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます）をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社はお客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます）を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
(2)当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(3)旅行契約は、当社が(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(4)当社はウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の金額をお客様に払い戻します。
5. 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の金額をお客様に払い戻します。この場合は、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料の対象期間であったときでも当社は取消料をいただきません。

3．お申し込み条件

1. 20 歳未満の方は保護者の同意が必要です。15 歳未満の型は保護者の同行を条件とします。75 歳以上の方は健康診断書の提出をお願いする場合があります。旅行の安全かつ円滑な実施のために、ご参加をお断りするか、同伴者の同行などを条件とさせていただくことがあります。
2. 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技術その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
3. 障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方はその旨旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書を提出していただきます。この場合、旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせていただくか、ご自担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。
4. お客様がご旅行中に疾患、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
5. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただしコースにより別途条件でお受けすることがあります。
6. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
7. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

4．確定書面（最終旅行日程表）

1. 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行出発日の前日までにお渡しいたします。ただし旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。
2. 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前 1 の確定書面に記載するところに特定されます。

5．旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって 14 日目にあたる日（以下「基準日」といいます）より前にお支払いいただきます。また、基準日以降のお申込みの場合は、申込時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

6．お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

この合計金額は、第 2 項の「申込金」、第 12 項 1(1)の「取消料」、第 12 項 1(2)の「違約料」、及び第 19 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

7．旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃、観光の料金、宿泊料金及び税、サービス料、食事の料金、税、サービス料
2. 添乗員付コースの添乗員の同行費用
3. その他「旅行代金に含まれるもの」と明示した費用
＊上記代金はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8．旅行代金に含まれないもの

第 7 項記載のもののほかは旅行代金に含まれません。
その一部を例示します。

1. 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
2. クリーニング代、電報電話料金、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料
3. 希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金
4. ご自宅から集合地又は発着駅並びに発着空港までの交通費、宿泊費

9．旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明いたします。

10．旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更することがあります。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行出発前の前日から起算して、さかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
2. 第 9 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

11．お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合は、当社所定の用紙に所定の事項をご記入のうえ、当社に提出していただきます。
この際、交替に要する所定の金額の手数料を申し受けます。

12．旅行契約の解除・払い戻し

1. 旅行出発前の解除

［1］お客様の解除権

ア．　お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
a）第 9 項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第 20 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
b）第 10 項の 1 に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
c）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
d）当社がお客様に対し、第 4 項の 1 に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
e）当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

イ．　お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

国内旅行の解除期日 （旅行出発日の前日起算）	取消料（おひとり）	
	宿泊付旅行	日帰り旅行
20 日目にあたる日以降 11 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	無　料
10 日目にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	~~旅行代金の 20%~~ 無 料
7 日目にあたる日以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
旅行出発の前日	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
旅行出発日	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
旅行開始後又は 無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

ウ．　当社は本項 1［1］イにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項 1［1］アにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

［2］当社の解除権

ア．　お客様が当社所定の第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この時は、本項 1［1］イに規定する取消料と同額の違約料をお支払いただきます。

イ．　次のいずれかに該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
a）お客様が当社のあらかじめ明治した性別・年齢・資格・技術その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b）お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d）お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e）お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に満たないとき。（この場合は、旅行出発日の期日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以前に、日帰りの場合は 3 日前にあたる日以前に中止のご通知をいたします。）
f）スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
g）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ．当社は本項１［２］アにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項１［２］イにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の金額を払い戻しいたします。

２．旅行開始後の解除
［1］お客様の解除権
ア．お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
イ．旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものではないときに限ります）を差し引いた金額をお客様に払戻しいたします。
［2］当社の解除権
ア．旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解約することがあります。
a）お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b）お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員などの指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。
イ．解除の効果及び払い戻し
本項２［２］アに記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、本項１［１］イによりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときには、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
ウ．本項２［２］アのａ、ｃにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
エ．当社が本項２［２］アの規程に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

13．旅行代金の払い戻し

当社は「第 10 項の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 12 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して７日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

14．当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

15．添乗員

1. 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
2. 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員の同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明記いたします。
4. 添乗員の業務は原則として８時から 20 時までといたします。

16．当社の責任

1. 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
2. お客様が次に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として本項１の責任を負いません。
ア．天災地変、戦乱、暴動
イ．運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
ウ．官公署の命令、伝染病による隔離
エ．自由行動中の事故
オ．食中毒
カ．盗難
キ．運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮。
3. 手荷物について生じた本項１の損害につきましては、本項１の規程にかかわらず損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお１人あたり最高 15 万円までといたします。

17．特別補償

1. 当社は第 17 項の１の当社の責任が生じるか否かに関わらず、当該旅行契約約款特別補償規程により、お客様が当該旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は荷物に被った一定の損害について補償金又は見舞金を支払います。
2. お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害がお客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、疾病等のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライター、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項１の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
3. 当社が本項１に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
4. 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について賠償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。

18．お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規程を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように務めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

19．旅程保証

1. 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の［1］・［2］・［3］で規定する変更を除きます）は「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第 16 項の１の規程に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更賠償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
［1］次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
イ．戦乱
ウ．暴動
エ．官公署の命令
オ．欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ．旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
［2］第 12 項の規程に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
［3］次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
2. 本項１の規程にかかわらず当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第６項で定める「お支払い対象旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	１．５	３．０
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地	１．０	２．０
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	１．０	２．０
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	１．０	２．０
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	１．０	２．０
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	１．０	２．０
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	１．０	２．０
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	２．５	５．０

注１：１件とは、運送機関の場合１乗車船毎に、宿泊機関の場合は１泊毎に、その他の旅行サービスの場合１該当事項毎に１件とします。
注２：④又は⑥に掲げる変更が１乗車船又は１泊の中で複数生じた場合であっても１乗車船又は１泊につき１変更として取り扱います。
注３：⑧に掲げる変更については、①～⑦の料金を適用せず、⑧の料金を適用します。

20．その他

1. お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
2. お客さまの便宜をはかるため土産物店にご案内をすることがありますが、お買い物に際しては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
3. 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
4. 集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
5. 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
6. 本項５の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社は、その係る費用の請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

旅行代金に関する基準日は、
当社パンフレットに明示されております。

21．個人情報の取扱について

1. 当社らは旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
この他、当社では①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
なお、申込書記載の個人情報の取得についてお客様の同意を得られない場合は当社は募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことによりお客様のご希望される手配が行えない場合があります。
2. 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業はそれぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
3. 当社は旅行先でのお客様の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店等に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法およびファクシミリで送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データ提供の停止を希望される場合は、当社にお申出ください。